

【論 文】

横浜市における全身性障害者グループホーム 誕生までの軌跡

—神奈川青い芝の「小さな施設」構想との つながりからの考察—

在原 理恵*

要旨：1984年、国の制度化に先駆け、まだ自治体制度もない状況下、横浜市で全身性障害者である脳性マヒ者が共同生活する実践が始まった。それは、1970年代の神奈川青い芝の活動で中心的役割を担った一人である矢田龍司という脳性マヒ者が、1979年に始めた「ふれあいの会」の活動から生まれたものであった。ふれあいの会は、脳性マヒ者等の幼い頃からの全身性障害者が地域社会で主体的に生きるための活動を行った当事者団体であった。本研究は、「ふれあいの会」の初期の取り組みからグループホーム開始までを記述し、神奈川青い芝が主張した「小さな施設」構想との繋がり観点からその実践の意義を考察した。その取り組みの特徴は、全身性障害者が福祉の対象として受身の存在になることを拒否し、仲間や他者との関わりを通して生きる目的を持ち、生活主体となる日々の営みを重視する実践であった。

Key Words: グループホーム, ふれあいの会, 矢田龍司, 神奈川青い芝, 小さな施設

I. 問題の所在

障害者グループホームと呼ばれる地域居住の営みと支援の実践は、全国規模で見れば、国の事業として1989年に開始された精神薄弱者地域生活援助事業に始まり、現在では障害者総合支援法における共同生活援助事業を指す。しかし、グループホーム制度化の前史を遡れば、1960年代の前半から、滋賀県の信楽青年寮卒寮生などが住んだ民間下宿をはじめ（角田 2014）、愛知県瀬戸市のはちのす寮（江尻 2005）や長野県佐世保市のなずな寮（近藤 1976）など、地域の一般住宅に複数の知的障害者が援助する者と共に暮らす形態の実践が報告されており、これらが日本のグループホームのルーツだとされることが多い（寺島 2012；角田 2018）。

一方で同時期、後にマハラバ村と呼ばれる茨城県新治郡の閑居山願成寺で共同生活を始めた脳性マヒ者達があった（横田 1975；小山 1981）。障害者の共同生活である点は共通だが、前者は知的障害者であり、後者は知的障害のない脳性マヒ者達だった。マハラバ村のメンバー同士が結婚して子供ができたことなどを機に神奈川県に移り住み、後に青い芝の会神奈川県連合会（以下、神奈川青い芝）の活動に精力的に取り組むようになり、様々な差別糾弾の運動を展開したことは広く知られている。この神奈川青い芝の中心人物の一人であった矢田龍司は、1984年に始まる

2020年3月31日受付／2020年9月27日受理

* 神奈川県立保健福祉大学保健福祉学部社会福祉学科

横浜市のグループホーム第一号¹⁾となる「ふれあい生活の家」の運営主体である運営委員会の初代委員長であり、その入居者は脳性マヒ者たちであった。

矢田が所属した神奈川青い芝は、廣野（2011：69）によれば「特に自立生活運動との関連で目立った制度の要求をしていない」とされており、その自立生活の捉え方は「自立生活の目的が『生活』というよりも、既存の社会の変革としてとらえられている」と特徴づけられている。しかし、神奈川青い芝の1970年代の運動における考え方の中にも具体的な生活の場に関する提案があった。それは1970年代に神奈川青い芝の会長を務めた横塚晃一が提起したもので、当事者の自主運営による「小さな施設」と呼ばれたものである。その後、この提案がどのように具現化していくのかについては主題的に扱われた論考はないため、矢田らのグループホームとの関連性の視点から本稿で主題的に扱う。

一方で、共同生活であるグループホームについて、赤塚ら（1998）は、住居と介助の確保の利点があると認めつつも、集住の利点はないと述べている。脳性マヒ者を対象とした調査をふまえ、「独立して暮らす生活へのステップとしての機能を果たしている」ことが重要だと指摘し、その機能として「方法を学び、アドバイスを受けていたりして、準備していくことができる」ことを挙げている（赤塚ら1998：60）。日本の自立生活運動の担い手であった神奈川青い芝の主要な活動家であった矢田は、どのようなことを重視してグループホームを実践するに至ったのだろうか。そして集住する意義は何だったのか、それらを検討することは、グループホームとは何でありうるのかの検討に示唆を与えるものであると考える。

II. 研究の目的と方法

1. 目的

本稿は、横浜市における社会福祉法人格を持たない主体が運営する障害者グループホーム第一号²⁾につながる矢田らの取り組みがどのようなものだったのかを、当時の資料を基に記述する。そのうえで、その活動は何を目指したものだったのかについて、神奈川青い芝が主張した「小さな施設」構想とのつながりの観点から考察する。また、なぜ一人暮らしではなく介助者や住居を共有して暮らす共同生活だったのかについても検討し、この取り組みをグループホームのルーツの一つとして位置づけることを目的とする。

2. 方法

分析対象とした既存資料は、神奈川青い芝の会報『あゆみ』、矢田が1979年に結成した神奈川県脳性マヒ者会館建設委員会（通称ふれあいの会）の会報『ふれあい』、神奈川青い芝の運動を担った当事者の著書を中心とした文献である。一般には流通していない資料である会報『ふれあい』は、矢田と共にふれあいの会で活動した室津滋樹、室津茂美夫妻から借用した。加えて両氏には資料提供を受ける際に、主に借用資料の記載内容に関する聞き取りを行った（2017年5月6日、11月19日）。この聞き取りはICレコーダーに記録し、文字起こししたうえで既存資料の背景を知るために活用すると共に、一部は語りそのものを資料として引用した。

両氏には、研究目的と資料の活用方法、個人名の取扱いについて文書と口頭にて相談し、了解を得たうえでご協力いただいた。また、本稿の記載内容について両氏に確認をとり、氏名の掲載についても了解を得た。研究の遂行にあたって、日本社会福祉学会研究倫理規程を遵守した。

分析の視点は、神奈川青い芝の 1970 年代の運動の中で主張された「小さな施設」が何を意味していたのかを明らかにしたうえで、ふれあいの会が重視したものについて、会の結成（1979 年）から共同生活開始までの時期（1984 年）に限定して記述する。

III. 神奈川青い芝が目指した「小さな施設」

1. 自主運営の「小さな施設」構想

神奈川青い芝は、神奈川県川崎市生まれの脳性マヒ者である小山正義が、日本脳性マヒ者協会青い芝の会の川崎支部をつくろうとしたことに始まる。小山は 1962 年からマハラバ村での共同生活を始めたが、後に神奈川青い芝の役員を担うなどして中心人物の一人となった矢田龍司もその共同生活に参加した。1966 年頃には、矢田と横塚晃一が家族と共にマハラバ村を出て川崎に移り住み、市営団地などが当たるまでは小山のアパートに住み（小山 1981）、神奈川青い芝の活動を担っていった。

神奈川青い芝の 1970 年代の活動としては差別糾弾運動が注目されることが多いが、居住の場に関する提案もしていた。横塚は神奈川青い芝の会報『あゆみ』の「我々の手で小さな施設を」というタイトルの文章（横塚 1971 : 4-5）で、『青い芝』の事務所を作ろうという矢田龍司氏の提案を受け、それを「もう一歩すすめた形で」の「施設(?)」を作る運動を始めたらどうでしょうか」と、会員に呼びかけた。「国や地方自治体などですすめている巨大な収容施設ではありません」と前置きし、次のように具体的に示した。

- ①世話をしてくれる親がたとえいなくても、生きていけるような生活の場とする。
- ②そこで仲間や外部の人と触れあい、訓練の結果ある程度の社会性を身に付けたら、本人の希望により民間・公営の住宅などに送り出す。
- ③親や兄弟の都合で一時的に世話をして貰えなくなった重度者が宿泊できる。
- ④規則などなくても日常生活に差し支えず、お互いのコミュニケーションが充分できる為に、人数は四、五人どまり。それ以上希望者があれば別の場所に作る。
- ⑤既に独立の生活を営む者にとっては、この施設を作り運営することによって、我々の最大の欠点である社会性と責任感を養うことができ、同時に創造の喜びをつかむことができるものとする。
- ⑥この施設は地域社会と結び付けるため町の中に作られ、そこでの生活は可能な限り入所者の自主管理とし、その能力を養うものとする。
- ⑦「青い芝」の事務所もそこにおく。（横塚 1971 : 5）

提案されたのは親の世話を受けずに生活できる場所であり、仲間や地域社会との関わりを通して社会性を身につけたうえで、各自の生活の場に移り住むことを念頭に置いており、いわゆる通過型の居住の場を想定するとともに、今で言うショートステイ機能も持たせようとしていたことがわかる。また、入居者だけではなく、既に独立した暮らしをしている障害者も管理運営を担うことで、「社会性と責任感」を養うことを目的としていた。

この提案の前段には、会員同士の話し合いの場で見られる「観客席から映画でも見ているような態度」や、「自分の立場とはかけはなれ、或いは家族、社会などから押しつけられた意見をそのまま述べる人」の主体性のなさについて、脳性マヒ者の特徴的課題だとし、「一方的にやって貰う側であり、何かを行う場合責任を負わされることが殆どなかった」からだという問題意識を述べている。そのうえで、責任が伴う生活経験を積む場が必要だとして「小さな施設」を提案した。

2. 「小さな施設」構想の背景と意図

同時期（1970年）に、横塚は日本脳性マヒ者協会青い芝の会の会報である『青い芝』において、「近ごろ脳性マヒ者も一般世間なみに地域社会で暮らすのがよいとよく言われる。しかし、それに執着するあまり、地域社会で暮らすこと自体が目的となってしまうのは問題」だと述べ、「要は何を目的として生きるか、どういう姿勢をとり、何をしてこの社会に参加するかということ」、「要は主体性ということが大切」と述べている（横塚 1975：73-4）。ここで言う「社会参加」とは、「一般健常者に負けるな、他人の三倍も四倍も努力して健常者に追いつけ」ということや「世の中に融け込むこと」ではなく、「生活形態はどうであろうと社会に対し我々のありのままの存在」を主張することだとしている。つまり、社会の多数派の側が求める一人前の生活の仕方を目指して努力するような同化思考の社会参加ではなく、脳性マヒ者である自分を直視して自覚を持ち、その自分自身として目的をもって社会と関わって生きることが必要だと述べている。

日本社会が高度経済成長を続ける1965年、佐藤栄作総理大臣の諮問機関であった社会開発懇談会が示した中間報告では、社会保障および福祉対策に関する記述のなかで「心身の障害者にはリハビリテーションを早期に行って社会復帰を促す必要」を指摘すると同時に、「一般社会で生活することが困難な精神薄弱者」にはコロニーを建設してそのなかで対応する必要性が明示されている（社会開発懇談会 1965：43）。つまり、リハビリテーションの対象となる軽度の障害者と、それ以外の重度の障害者に対する施策が分けられ、後者にはコロニーでの終生保護が推し進められる時代であった。このように、職業リハビリテーション中心の施策から重度障害者の大規模な入所施設が次々と造られるようになったこの時期の社会的な方針は、障害者は健常者並みを目指して努力するか、そうでなければ地域社会では生きられないという線引きをして分けていく発想であった。

横塚（1975：36-8）はその施策方針だけでなく、障害当事者のなかにも健常者社会側に留まりたいという意識があることを問題視し、「自分より重度の者、施設に収容されている者をみじめな存在に突き落とす」ことで自身の抑圧されてきた痛みを補うような姿勢をもつ仲間に異を唱えた。そして再度「小さな施設を我々の手でつくり運営していく」ことを提案し、隔離政策を許さないために我々自身がすべきこととして、「それぞれの地域に住み、自分自身の生活を営むということが原則」であり、そのために「その地域にいる障害者を仲間として隣人として受け入れる」「精神風土を我々の力で作っていかなくてはなるまい」とした。そのうえで、その精神風土は自分達自身にも当てはまると述べ、脳性マヒ者自身が最重度の者を切り捨てずにその生活の場づくりに関わることを求めた。そして、この「小さな施設」は、「問題の解決」ではなく「問題提起」だと述べ、人間のあり方を問うプロセスに関わっていくことを呼びかけた。障害当事者にも内在する社会の価値観を問い直す具体的仕掛けとしての「小さな施設」であり、その意味で、自主運営の担い手は施設の居住者だけではなく、比較的軽度な障害者にも自己の問題とする姿勢を求め、運営への関わりを求めたのである。

その後、神奈川青い芝の取り組みの中で「小さな施設」が具体化した形跡は見られないが、『あゆみ』での報告（「青い芝の会」神奈川県連合会 1976）によれば、1975年12月に行われた川崎市長との交渉で、優生保護法と羊水検査、養護学校義務化と障害児教育に次ぐ3つめとして『青い芝の家』建設についてを要望した。その目的を「私達脳性マヒ者が生きてきた過程において奪われ続けてきた社会性や責任感を取り戻すことであり、そのためには建設過程においても

また運営においても、すべて私達の手で行っていかねばなりません」（「青い芝の会」神奈川県連合会 1976 : 22）とし、建設用地に関して便宜を求めた。この時に示した施設の具体的な内容は上記の横塚の「小さな施設」案をほぼ踏襲したものだ。交渉の場で「川崎市の市有地百～二百坪」を求める矢田に対し、伊藤市長は「もう少し研究させていただきたい」と述べるにとどまった（「青い芝の会」神奈川県連合会 1976 : 25）。

IV. 神奈川県脳性マヒ者会館建設委員会（ふれあいの会）

1. ふれあいの会設立

矢田龍司が1979年に立ち上げたのが神奈川県脳性マヒ者会館建設委員会（ふれあいの会）である（以下、ふれあいの会）。会設立の背景と目的について矢田は、会報『ふれあい』（以下、会報）No.1において、「生命そのものをもそまつにする風潮」が「障害者と健全者との断絶、ふれあいの無さによってより進められ」ており、「脳性マヒ者の主体性を重視しながら、一般市民、地域住民とのかかわりの『場』が必要だと考えます。（中略）私たちの存在をも知らぬ一般市民、両者が共に語り、学び、遊び得る『場』、神奈川県脳性マヒ者会館はそうした『場』の一つにと企画、立案いたしました」と述べた（矢田 1979a : 1-4）。その略称に表れているとおり、障害者と健常者がふれあうこと、交流することを通じた相互理解を重視して、それが可能となる場を創ることを目指した会であった。その思いの背景にあったのは、それまで神奈川県青い芝などが反対運動を繰り返してきた養護学校の義務化が決まり、79年4月から実施されたことだったという³⁾。

この会館の具体的機能については示されていないが、会報で矢田（1979b : 1）は、「故横塚晃一氏の意志に、脳性マヒ者の主体性を守った会館を創ろうとした夢があった」と振り返り、その意志を尊重して取り組まねばならないと述べている。つまり、ふれあいの会は最初から、自主運営の「小さな施設」構想の流れを汲んだものを目指していた。

2. 作業所として活動開始

ふれあいの会は1979年5月、横浜市鶴見区の尻手に「尻手共同作業所」を開所した。会報には、「地域の人々との交流を第一とし、多くの人々との関わりの『場』として『ふれあいの場』を設立した」とあり、行政施策として「生活訓練と労働を重視したミニ作業所が花ざかりとなっているが」、そのような在り方とは一線を画し、「脳性マヒ者の主体性を重要視しながら運営したい」と矢田（1979b : 1）が記している。最初から作業所をつくろうと意図したのではなく、まずは事務所兼脳性マヒ者があつまる場所を確保し、その後、会員の反対意見もあるなかで話し合いを重ね、陶芸などの作業を始めていった。矢田（1980a : 9）は後に作業所開設の目的について「生産性を土台とした『造る作業所』よりも、重度障害者がより多くの人々と係わり合う『場』としての性格を意図した」と記している。この時点でふれあいの会は、作業所を運営しながら会館づくりを目指すこととなった。1980年6月1日施行の会の規約（ふれあいの会 1980a : 15）には、目的は「脳性マヒ者が地域の人々と交流し、仲間との連帯をはかることにより、自立と社会参加をめざす拠点としての脳性マヒ者会館を自ら主体的に建設・運営・管理することを目的とする」とし、事業の一つとして「脳性マヒ者による共同作業の維持」とある。会の組織として作業所運営委員会を置き、作業所の運営主体とした。つまり作業所は「会館」に代わるものではなく、会の目的達成のための一要素であったことがわかる。

作業所を開始する前は公的な補助は全くなく、個人資金と街頭カンパによって運営費は賄われていたが、この時、横浜市には1977年から始まった神奈川県障害者地域作業所指導事業により、県と市が二分の一ずつ負担する助成金があった。1978年から横浜市在宅障害児援護協会（現在の横浜市障害者支援センター。以下、在援協と略す）にその事業が移管されており、在援協と補助金交渉の後、10月に決定し、225万円（年）の補助を受けた（ふれあいの会1980b）。尻手作業所は川崎市に隣接しており川崎市内在住の通所者もいたが、再三の交渉にもかかわらず、市内に作業所がないことを理由に川崎市から補助金は得られなかった（ふれあいの会1981）⁴⁾。

当初からの目的だった会館づくりを目指しながらも作業所をスタートさせた目的について矢田は、「会館を創る過程において、忘れがちな日常活動を重視しなければならないと協議したのです。それは人と人とのコミュニケーションなくして何も進展しない事を肌を感じてのことでした」と記している（矢田1980a:9）。公的資金も得て仲間が集う場を安定的に運営し、具体的な作業を通して地域社会の人々との接点をつくりだすねらいがあったと読み取れる。

主な作業活動であった陶芸づくりや、外出の日と定めた日曜日にも、多くのボランティアや学生などが関わっていたことが会報に記載されている（矢田1979c）。また、作業所の活動開始当初から、「生活訓練の1つ」として「買出しから、調理、後片付けまで」一貫して行う料理に取り組んで昼食としたともある（横塚1979:5）。単に作業をすることだけではなく、会の設立趣旨に沿う障害者と健常者のふれあいと、社会性を身につけていく活動が行われていた。また後の会報では、「地域で『自立』して生きていく為に」必要なことだとして、養護学校卒業後間もない人など若い人を中心に、読み書き計算にも取り組んでいたことが報告されている（ふれあいの会1982a:7）。

3. 障害者地域活動ホーム「ふれあいの家」の構想

1980年3月矢田らは、横浜市から「障害者地域活動ホーム」（以下、活動ホーム）という助成事業の企画があることを聞いた。この事業は、「障害を持つ当事者や親が中心となり、障害児・者の地域活動の拠点となる『場』を作ろうと」始まったものとされる（財団法人横浜市在宅障害者援護協会1993:1）。ふれあいの会は、「ホームは地域に住む障害者が誰でも利用でき、住民と交流できる多目的な場所であり、市は金は出すが運営には直接かかわらず、在援協会と地域の利用者に任せるとのこと」と理解した（ふれあいの会1980c:7）。そして翌月には「想定図」として具体的な要望書を提出し、「横浜市が全国に率先して行う障害者地域活動ホームは、まさに私達が理想とした会館と合致する事を熱望して止みません。隔離された福祉から、街の中に私達もいる社会を造る一歩にしたいと思います」と市に伝えた（矢田1980a:10）。続けて「脳性マヒ者の立場から地域活動ホームに対する意見」と題した意見書では、ホームの目的として、次の4つを挙げた。

- ①能率と利益が優先する一般社会の労働の場からはじき出された脳性マヒ者が、自分に適した方法とスピードで身体を動かし、物を作る喜びを得るとともに、脳性マヒ者独特の世界を表現する。
- ②自立（経済的自立ではない）に必要な日常生活訓練によって、生活経験の体得と身体の機能訓練によって自立への可能性を探る。
- ③ホームの運営、管理を行なうことにより、又、肉親・教師以外の人々（脳性マヒ者・地域の人々・支援者等）との日常的な係わり合いにより脳性マヒ者の社会性、自立性を育てる。
- ④地域社会の人々に脳性マ

ヒ者の存在と実情を知らせ、障害者との係わりのきっかけを作る。(矢田 1980b : 11)

活動ホームは居住機能を備えることは想定されていない企画だったこともあってか、矢田はこの意見書において居住の場としての機能は求めているが、「自立のための一時的な準備期間として、生活経験及び訓練を行う」事業を行いたいとも記した。「脳性マヒ者が日常的な活動を自由に、自発的に、多面的に行い、自ら作り上げていく場がなければならない。疎外され、孤立させられた脳性マヒ者が、社会に参加する接点となり、新しい人間関係を創る場となると共に、自立への意欲と生きがいとを生み出せる期待できる場が必要である」(原文ママ)(矢田 1980b : 11)とも記し、活動や他者との関わりを通して主体性や社会性を育てること、地域社会の人々との関わりのきっかけづくりが重視されていたことがわかる。

この意見書には、作業場、図書室、資料室、事務室などと並んで風呂場を置くことも記載されており、この矢田らの活動ホーム以降、市内に開設された活動ホームには風呂場が設置されるようになったという⁵⁾。1980年、建設準備委員会が発足した後の文章で矢田(1981a : 2)は、地域活動ホームは「地域ケアサービス」を含んだ要綱⁶⁾になっているとし、「親、兄弟に何かあった時、収容施設に行くより仕方がない今日に、活動ホームの活用の中で、自分の意識を養い、地域に生きる自立への努力、工夫を育てる土台にしなければならない」と述べ、障害者の主体性を尊重した生活経験を積める場とすることを求めた。実際に、「一時宿泊などができるような建物にすとか、作業所、トイレ、入浴場などが、介助者なしで利用できるように」などを考慮して関係者と話し合いを重ねたと報告されている(ふれあいの会 1982a : 6)。

4. 地域との協同実践としての障害者地域活動ホーム

障害者地域活動ホーム設置運営費助成事業要綱(財団法人横浜市在宅障害者援護協会 1993 : 31)によれば、活動ホームの目的は、「障害者及びその家庭の生活基盤となる地域社会において、地域住民の支援と協力を前提とした福祉活動の拠点として障害者地域活動ホームを設置することにより、障害者の自立意識の醸成及び障害者等の社会参加の促進並びに障害者福祉に関する理解の拡大を図る」となっており、設置後の運営主体に移行する建設委員会には、障害福祉団体関係者だけではなく地域住民団体関係者を含めることが定められていた。脳性マヒ者の固有の存在の主張にこだわってきた矢田らだが、ここでは障害児の親の立場の人々との協同にも次のように前向きな発言をしている。「障害者自身と、その親とは、立場が違う部分もあることを意識しながらも、どんな重い障害者も街の中で生きたいとの要望には共通の願いがあります。その要望に応じて具体的に地域に生きる施策を拡大して下さる人々の支援は本当に心強いものです」(矢田 1981b : 2)

後の1983年1月、障害者地域活動ホーム「ふれあいの家」(以下、ふれあいの家)が市内で6カ所目の地域活動ホームとして開所した。翌年の会報では、親や専門職が中心となっているほかの活動ホームとは違う特徴的活動として、「障害者の自立を目指し、合宿を行ったり、医療・年金・車イスの問題などの相談や、その解決のためにさまざまな活動を行って」おり、「運営、会計なども障害者自身が担い、そのような姿勢に地域の人たちも共感し、地域交流、地域福祉がすすんでいる」とある(ふれあいの会 1984 : 6)。障害者が日中通ってくる場所としての機能にとどまらず、障害者が地域で生活することの全体を視野に入れた活動を、当事者の主体性を大切にしながら進め、地域との関係づくりも進めていたことがわかる。

5. 会員の緊急介護問題からグループホーム建設準備会へ

ふれあいの会設立の翌年 1980 年 8 月、会員の父親が入院して母親が付き添うため、障害のある本人の介護ができなくなるという事態が起こっていた。本人は自宅にボランティアを派遣してほしいと希望していたが、しばらくの間、遠方の親類宅に身を寄せることになった。矢田はこの出来事について、神奈川県知事宛の「私的書簡」のなかで詳しく記載しており、家族による介護を受けられなくなった場合に障害者本人の希望に沿わない状況を強いられる現状の問題を提起した。そこでは東京都での取り組み⁷⁾もふまえて、県としてケア付き住宅を独自に施策化することを求め、「介助者派遣センターの設置から、いつでも障害者の要望があった時に介助ができる体制がある住宅」が必要だと述べた（矢田 1980c : 2）。

翌年にも、会員の母親と祖母が体調を崩したことで、その会員は 1 カ月の間、病院で緊急一時保護となる事態があった。1982 年のふれあいの会第三回総会では、年度活動方針の中に「親が亡くなった場合等の問題を考える、ナイトケア委員会の設置」を「CP 者がかかわる各地の作業所の共通問題である」として協同で協議していきたいとの意向が記された（ふれあいの会 1982a : 8）。総会討議内容の議事録によれば、ナイトケアの問題は「みんなで共同生活をするという方向で詰めていく」と矢田が述べ、「ナイトケア委員会は場合によっては、ふれあいの会から離れても構わない。二十四時間介護を伴うということは…ふれあいの会が、作業所と二十四時間のケアの両方をやるのは無理。」（原文ママ）と述べた（ふれあいの会 1982b : 9）。1 日中介護を必要とするような重度障害者の暮らしを支えるという現実的問題について取り組むための組織が必要だとの認識を示し、ほかの脳性マヒ者が運営する作業所などと協同で取り組むことを提起した。

1984 年 3 月、ふれあいの会にグループホーム建設準備会を置き、運営や立地条件等の検討や横浜市民生局との交渉を進めているなか、会員の親が入院して在宅では介護を受けられなくなる事態が起こり、福祉事務所から勧められた緊急一時保護を拒否し、ふれあいの家で寝泊まりする事態となった。これを受け、住居探しを一層急ぐこととなった（安楽 1984）。

6. なぜ、グループホームが必要なのか

1983 年在援協にグループホーム研究委員会が設置された。その委員会の作業班メンバーとして参画した矢田は、「グループホームに関する意見書」を委員会へ提出した。そのなか（矢田 1984b : 7-8）で、脳性マヒ者をはじめとする幼い時からの全身性障害者に関してであると断ったうえで、「何故グループホームが必要なのか」という見出しをつけて、障害者は自立意識が乏しく、その理由は「自己を確立し人格形成を成しとげていくべき重要な時期に、家庭のみならず教育の場においても自ら判断し、責任をとることなく、周囲の人たちに依存することを習慣づけられ、自己を鍛える機会を失ってきた結果」であると述べた。また、在宅で家族介護を受ける者は「閉ざされた人間関係の中で何才になろうと子供扱いされ、肩身の狭い思いをしながら依存した生活を余儀なくされ」ているとし、収容施設で訓練を受けたとしても「隔離された特殊な環境下での訓練では地域社会の中では通用しない」と断じ、「現在の障害者の置かれている状況は、どの時期においても自ら判断し、責任をもって行動する機会を閉ざされている」と指摘した。さらに、一人で暮らすことを試みた者については「多くの者がその意志にかかわらず体をこわし、自立不能な状態におちいつている」とし、その理由を就労の機会が限られていることから生活リズムをつくるのが難しいこと、「今まで生かされてきた人間が生きる人間に変わっていくことの

困難さがある。(生きる意味を見いだせない)」と述べた。続けて、「自分の障害に対する自覚と生活感覚が乏しいために体を使いすぎたり，他人に依存しすぎたりで，どちらも障害の悪化をひきおこすことになる」とし，建物とケアさえあればよいということではなく，自立生活体験の場，社会生活体験の場とすべきだと訴えた。

それらの認識に基づいて求められる「グループホームの目的及び性格」は、「社会への完全参加と平等をめざして障害者が自己を鍛え，生活を自分のものとしていく時期の生活を支える場である」べきで，そのために「できる限り，一般社会と同じ状況下に置かれるべきであり，一定の期限を切って通過していく場所とすべき」としている(矢田 1984b : 8)。地域社会において，自分を知り，自分自身として生きる目的を持ち，具体的に自分なりの生活を創っていくという営みの場所として，グループホームを位置づけたと読める。

そして 1984 年 11 月，横浜市中区で住宅を確保し，作業所に通っていた仲間 4 名が参加して共同生活が始まった。運営主体となる運営委員会の委員長を矢田龍司が担った。横浜市の試行事業が始まったのは翌年 8 月であり，それまでの間は財政的な補助は一切なく，建物の改装費用は寄付金で賄い，介助は二階に住み込んだ職員夫婦 2 名と複数のボランティアが担ってのスタートであった(神奈川新聞 1984)。会報に掲載された『『ふれあい生活の家』のパンフより』の記載には、「自分の生き方を模索し，集団のさまざまな人間関係の中で多様な経験をし，生活を作りあげていくために必要な知識を習得し，自分で試みしてみる場としてグループホーム・ふれあい生活の家をつくりました」とある(ふれあいの会 1985a : 9)。

V. ふれあいの会の活動が目指したもの

1. 主体的に生きるための土台づくり

ふれあいの会はグループホームの開始前から一貫して，脳性マヒ者等の幼い頃からの全身性障害者が地域で主体的に生きるための方法を模索していたと思われる。一つは，他者による管理や他者に従属せざるをえない立場におかれることで主体性が奪われたり，主体性が育つ経験ができないことを回避することであり，自主的な運営への関わりや活動への参画によって主体性を養うことである。さらには，主体的に生きるその志向性の向かう先，つまり生きる意味や目的を持つような関わりや自己表現の活動そのものを重視することである。

他者との関わりは，関係の中に目的や意味を持つということと共に，その関係のなかで自己を知り，確立するなど，それ自体に意味がある。そして，関わりを通じた相互理解の側面もまた重要である。障害のない者が，障害者と具体的な個人として知り合い，重度の障害者もまた自分と同様に生きる主体であると知ることにも意義がある。全身性障害者が社会において主体的に生きるには，管理され過剰に守られることを回避する必要がある。そのためには障害のない者が障害者の主体性を認め，主体的存在として扱う必要があるのであるから，この点の理解を生み出せる具体的な関わりこそが重要なのである。これは横塚が強調していた，障害者を隣人として受け入れる精神風土づくりの具体化でもあると言えるだろう。

2. 生かされる対象ではなく，生きる主体であるための模索

矢田は，ふれあいの会設立当初の目的であった脳性マヒ者が地域で生きるための会館づくりを目指しつつも，その時々を状況をもとに現実的判断の中で共同作業所の運営を開始し，地域活

動ホームへと展開させていった。それらは脳性マヒ者ら幼い頃からの全身性障害者が地域社会で集う場を持ち、生活し続けるための具体的な取り組みを重視する活動であった。地域活動ホームに風呂場を設置し始めたこともその表れであったと言えるだろう。

矢田が何とかしなければと奮闘したのは「家の外へ出ることも殆どなく、毎日テレビとにらめっこをしているだけという、鶴見区内に住む多くの仲間たち」(矢田 1981c : 5)であった。作業所開始から 1 年で、「にこりとも笑わなかった仲間も自分の希望、願望を言うようになり、家庭内における葛藤を語る」ようになったとの変化が報告されている(矢田 1980c : 1)。しかし一方で、「共同作業所の維持は、自分の意志も出し得ぬ人々が参加する中で、どこで社会のしくみ、自身の社会的位置を知りえるのか、大きな疑問もあります。(中略) 障害者自身の自己の確立をする場になり得るのかとなると、暗中模索の状況でもあります」とも書いている(矢田 1981a : 1-2)。

また、ナイトケア委員会の設置を提案した総会場で矢田は、「それぞれのナイトケアの事を、みんなが真剣に考える時期に来ている。自立と解放を言葉のゲームでやるのではなく、三年間の実績をもってやっていこう」と述べ、現実的な自分の問題として向き合えずにいる仲間を叱咤し、共同生活するという方法以外にないとの判断を述べている(ふれあいの会 1982b : 10)。一方で矢田は、「グループホーム(共同生活体)ケア付き住宅の取り組みは、本当に自分自身が選択し、決定し、生きて行くための糧になり得るのかどうか、疑問もあります」と述べており(矢田 1984a : 2)、現実と格闘するなかでの葛藤がうかがえる。

さらに作業所が開設されて 3 年が経過した時点の問題意識として、送迎用の車や職員やボランティアなどの人材が安定してきたことなどから、日々の苦勞をせすにすむようになったことで、「自らが生きることを主眼とした障害者団体から、生かされ、守られる集団へ変質する危険性がより多く含まれてきた」と、自戒を込めて述べている(矢田 1982 : 2)。

矢田は、横塚が強調した「ありのままの存在」の主張(横塚 1975 : 76)だけでは地域社会に存在し続けられない脆弱性の高い仲間達と共にいかに在るべきかに取り組んだ。その過程では、70 年代の青い芝の会の運動にあった殺される立場からの主張と言うよりも、「生きることと生かされることの違い」(矢田 1984a : 3)にこだわり、自らとその仲間が、福祉の対象となることに抗い、生きる主体となること、あり続けることにこだわったがゆえに、苦慮し葛藤したことがわかる。

3. 集住する意義

矢田らのグループホームは「地域で生きていける障害者を育て地域のなかへ送り出す」(ふれあいの会 1985b : 8)ことを意図したものだった。また、その周辺には賃貸アパート等で一人暮らしを始めて食事や入浴時にふれあい生活の家を利用する仲間も複数いた(矢田 1985 : 2)。自立生活運動において主張された自己選択や自己決定による自律という文脈では、暮らす場と介助者を複数名で共有することから生じる諸々の制約は、自律における弊害と見なされるかもしれない。しかし、その共同生活を仲間と共に自主管理して創っていくなかで、各人が自分の生活を創り生きる主体となる生活の営みを重視したと考えられる。矢田は、マハラバ村での生活は「学習の『場』が毎日繰り広げられました」と振り返り、「親からの独立が前提条件」であり、「並々ならぬ努力が必要」だったと述べている(矢田 1983 : 7)。目的をもって生きる生活主体となるた

めには、親などの家族や教師も含む特別な援助関係の中で守られていては育ち得ない生きる姿勢を、他者や仲間との関わりの中で培う必要があるということ、矢田はマハラバ村での経験もふまえて確信していたのではないだろうか⁸⁾。

一人暮らしを試みた者たちの多くが「生きる意味を見出せない」という矢田(1984b:8)の指摘は重い。障害のある自分自身として社会に生きる自覚こそ、地域社会で生きるために必要であり、そのことが障害者の価値を低く見る社会の価値観を変えることにつながるという考え方が「小さな施設」構想にはあった。それを引き継いだ矢田らの共同生活に連なる実践は、集住する仲間と関わり、学び合いながら自己を確立し、各人が生きる主体となっていく生活の営みを重視し、地域におけるその場を死守しようとする実践であったと言えるだろう。

VI. 今後の研究課題

本稿では、横塚の「小さな施設」構想を矢田が具現化する軌跡をたどり、根底に通じるものと共に両者の力点の違いを記述した。ふれあい生活の家の共同生活のなかで、各人がどのようにして生活主体として成長していったのかについては、矢田の活動という枠組みではなく、稿を改め、今後の課題として解明していきたい。

注

- 1) ふれあいの会のグループホーム開始と同時期(1984年11月)に横浜市神奈川区で、知的障害のある入居者のグループホーム(グループホームダンボ)も1カ所スタートした。
- 2) 1984年当時、横浜市には就労可能な精神薄弱者を対象として社会福祉法人等を設置主体とする「通勤ホーム」の補助制度があったが、身体障害者を対象にした補助制度はなかった。1985年にグループホーム試行事業が開始され、入居者の障害を限定せず、法人格を持たない運営委員会が運営主体になれる制度となった。
- 3) ふれあいの会の立ち上げから関わり、後に矢田からグループホームの運営を任された室津滋樹、室津茂美夫妻への聞き取りによる。(2017年5月6日)
- 4) 後の1982年6月、川崎市からの補助を得るため、川崎市在住の通所者が通う「共同作業所・なかまの家」を川崎市に開所した。
- 5) 注3に同じく室津滋樹、室津茂美夫妻への聞き取りによる。(2017年5月6日)
- 6) 活動ホームで実施することができる事業として「家庭において障害児(者)の養育または介助等について一時的な支障を生じた場合に、活動ホームで一時的にケアを行う事業」として一時ケア活動運営事業があった。(財団法人横浜市在宅障害者援護協会1993:33)
- 7) 東京都では肢体不自由者を対象として、ケア付き住宅と言われる八王子自立ホームが1981年7月にスタートした。
- 8) 室津滋樹、室津茂美夫妻への聞き取り(2017年11月19日)において、室津茂美は、矢田の原点にはマハラバ村の経験があり、参加する障害者ひとり一人にとって親元を離れる大きな決断ができ、自分自身の目的が実現していくような場所づくりを目指したのだということ、そしてその一部としてグループホームがあったのだらうという趣旨のことを述べている。

引用文献

- 赤塚光子・佐々木葉子・杉原素子・ほか（1998）『療護施設・グループホーム・一人暮らし——脳性まひ者の3つの生活』放送大学三ツ木研究室。
- 「青い芝の会」神奈川県連合会（1976）「川崎市長交渉」『あゆみ』28。
- 安楽光生（1984）「自立への試みはじまるグループホーム設立をめざして——経過報告」『ふれあい』18。
- 江尻彰良（2005）『新版 おまえらばかか——ほうり出されたおれたちおれたちの生きざし』現代書館。
- 廣野俊輔（2011）「自立生活の意味をめぐる3つの立場について——1970年代の議論を中心に」『評論・社会科学』96, 63–86。
- ふれあいの会（1980a）「神奈川県脳性マヒ者会館建設委員会（ふれあいの会）規約」『ふれあい』6。
- ふれあいの会（1980b）「ふれあいの会尻手共同作業所第一回総会兼運営委員会報告」『ふれあい』6。
- ふれあいの会（1980c）「ふれあい日誌55年3月～5月」『ふれあい』6。
- ふれあいの会（1981）「ふれあい日誌56年1月～5月」『ふれあい』9。
- ふれあいの会（1982a）「作業所運営維持について」『ふれあい』11・12 合併。
- ふれあいの会（1982b）「ふれあいの会尻手共同作業所第三回総会報告（抜粋）」『ふれあい』11・12 合併。
- ふれあいの会（1984）「横浜市障害援護課長交渉の記録」『ふれあい』18。
- ふれあいの会（1985a）『ふれあい生活の家』のパンフより」『ふれあい』19。
- ふれあいの会（1985b）「ふれあいの会 昭和六十年総会昭和五十九年度活動報告」『ふれあい』20。
- 神奈川新聞（1984）「親元離れ自立へ一歩」（1984年12月9日）（『ふれあい』19に掲載）。
- 近藤原理（1976）『なずなの日日——家庭的障害者施設からの報告』ミネルヴァ書房。
- 小山正義（1981）『いきざま——ある脳性マヒ障害者の半生』JCA 出版。
- 社会開発懇談会（1965）「社会開発懇談会中間報告の要旨」『社会教育』20（11），40–3。
- 寺島正博（2012）『障害者の地域移行への援助——グループホーム従事者の専門職性』文芸社。
- 角田慰子（2014）『知的障害福祉政策にみる矛盾——「日本型グループホーム」構想の成立過程と脱施設化』ふねうま舎。
- 角田慰子（2018）「障害者グループホームにおける担い手の登場と専門的背景——信楽の民間下宿を事例として」『立教大学コミュニティ福祉学部紀要』20, 45–57。
- 矢田龍司（1979a）「神奈川県脳性マヒ者会館建設に関する趣意書」『ふれあい』1。
- 矢田龍司（1979b）「会館への思い」『ふれあい』2。
- 矢田龍司（1979c）「会館づくりと共同作業場と」『ふれあい』3。
- 矢田龍司（1980a）「要望書」『ふれあい』6。
- 矢田龍司（1980b）「脳性マヒ者の立場から地域活動ホームに対する意見」『ふれあい』6。
- 矢田龍司（1980c）「知事さんへの私的書簡」『ふれあい』7。
- 矢田龍司（1981a）「代表挨拶」『ふれあい』9。
- 矢田龍司（1981b）『鶴見区障害者地域活動ホーム』建設について」『ふれあい』10。
- 矢田龍司（1981c）「ふれあいの会」『ふれあい』10。
- 矢田龍司（1982）「強い意志と、熱い熱意を!!」『ふれあい』11・12 合併。

- 矢田龍司（1983）「第2回障害者自立セミナー（レジメ）障害者運動の歴史」『ふれあい』15.
- 矢田龍司（1984a）「障害者の自立について」『ふれあい』18.
- 矢田龍司（1984b）「グループホームに関する意見書」『ふれあい』18.
- 矢田龍司（1985）「パネルディスカッション『地域で生きる』より」『ふれあい』20.
- 横田 弘（1975）『ころび草——脳性麻痺者のある共同生活の生成と崩壊』仮面社.
- 横塚晃一（1971）「我々の手で小さな施設を」『あゆみ』12.
- 横塚晃一（1975）『母よ！殺すな』すずさわ書店.
- 横塚りゑ（1979）「ふれあいの会 6月から8月まで」『ふれあい』3.
- 財団法人横浜市在宅障害者援護協会（1993）『横浜市障害者地域活動ホームの課題と将来展望（横浜市障害者地域活動ホーム調査研究委員会報告書）』

Historical Study on the Relationship Between the Concept of Small Facility and the First Group Home of Severely Physically Disabled Individuals in Yokohama

Rie ARIHARA

In 1984, a group home of severely disabled individuals opened in Yokohama, Japan, without any local government subsidy. Its concept developed from the practice of Fureai-no-kai, a disability organization which encouraged the congenitally severely disabled to live independently in the community. The leader of Fureai-no-kai was Ryuji Yada, who was the central figure of the Kanagawa Joint Association of Aoi-shiba-no-kai in the 1970s . The association aimed to value the process by which severely disabled people live independently while interacting with others, and to change the sense of values of society. This study describes the period from the beginning of the activity of the Fureai-no-kai to the opening of the first group home, and considers its relationship with the concept of small facility proposed by the Kanagawa Joint Association of Aoi-shiba-no-kai.

Key Words: Group home, Fureai-no-kai, Ryuji Yada, Kanagawa Joint Association of Aoi-shiba-no-kai, The concept of small facility